海外手配旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

(1)この旅行は(株)GXA(以下「当社」といいます)がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行業務取扱料金

(1)当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続き料金を除きます。)を申し受けます。

(2)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

3. 旅行の申込み

(1)所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入のうえ、次に定める旅行代金を添えてお申込みいただきます。旅行代金は、取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して14日以内に、当社に申込書の提出と旅行代金の支払いを行っていただきます。この期間内に旅行代金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、

「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の 通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結すること があります(以下、特別の事項を定めるときは、この契約を

「通信契約」といいます)。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき第3項(2)、お客様からの契約の解除につき第13項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第18項(2)に特別の定めをしています。①通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「手配旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、

「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申 し出頂きます。

②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。

③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

4. 契約の成立時期

(1)お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。

①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約 の締結を承諾し、当社が旅行代金を受理した時。 ②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して14日目に当たる日までに当社がお客様から旅行代金を受理した時。

(2)通信契約は、当社の通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します(お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、内容を了知した時ではありません)。

5. 契約内容の変更

(1)お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手続料金における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当社の取扱料金表によります。

6. お客様からの契約の解除

(1)お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

①別紙の見積書に記載の手配料金。

②お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用。

③お客様がいまだに提供を受けていない旅行サービスにかかる 取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用。

④前号の旅行サービスの手配の取消にかかる取消手続料金は当 社の取扱料金表によります。

(2)当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。

(3)(2)により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は収受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

7. 当社からの契約の解除

(1)当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は契約を解除することがあります。

(2)前号により契約が解除されたときはお客様は前項(1)の料金を 当社に支払わなければなりません。

8. 旅行代金の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

9. 旅行代金の精算

(1)当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致 しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

(2)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、お客様は当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

(3)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社はお客様にその差額を払い戻します。

10. 契約責任者による申込み

(1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負

うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負 うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

11. 当社の責任

(1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

12. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当 社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利 義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなけ ればなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. 特別補償規程の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用 はありません。

14. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、 お客様ご自身で行っていただきます。ただし当社は、渡航手続 代行契約により所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を 行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由によ り旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

15. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ:https://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。当社は、外務省「海外危険情報」が「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」が発出されている国や地域への旅行手配はお受けいたしません。また「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」が発出されている国や地域への旅行手配は、業務渡航等のやむを得ない場合を除き、お受けいたしません。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/」へのご登録をお勧めします。

16. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報 ホームページ:<u>https://www.forth.go.jp/</u>」でご確認ください。

17. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お

申込店の販売員にお問い合わせください。

18. 個人情報の取扱い

(1)当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2)旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。

(3)当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社(TEL:03-6667-0709)にお問い合わせいただくか、当社ホームページ(https://gxa.co.jp)にてご確認ください。

19. 約款準拠

本手配旅行契約取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行)に定めるところによります。

旅行企画・実施

東京都知事登録旅行業 第2-6125号

株式会社GXA

東京都中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル5F TEL 03-6667-0709 一般社団法人全国旅行業協会正会員